

新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行しました

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが、「**5類感染症**」となり、季節性インフルエンザと同様の取り扱いとなりました。

発熱等の症状がある場合はかかりつけ医、または埼玉県コロナ総合相談センターにご相談ください。

埼玉県コロナ総合相談センター

内容

受診先の確認・受診を迷う場合の相談

電話番号・FAX

電話 0570-783-770

FAX 050-8887-9553（聴覚障がいの方）

医療費について

5類移行に伴い医療費に自己負担が生じます。5月8日以降の陽性判明後の入院や外来などにかかる費用は、**通常の保険診療における自己負担額となります**。ただし医療費の急激な負担増が生じないように、一定の公費支援が9月末まで実施されます。